

# 「清算資格取得手続き」について

平成14年12月

項 目	概 要	備 考
<p>1 .清算資格取得申請の 手続きについて</p> <p>( 1 )清算資格取得申請</p> <p>( 2 )「清算資格取得申請書」及び添付書類の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）の業務開始時に清算参加者になろうとする者は、平成14年12月20日までに当社に対し清算資格取得の申請を行い、当社の承認を得る必要があります。</li> <li>・ 清算資格の取得申請には「清算資格取得申請書」及びその添付書類の提出を要します。</li> <li>・ 業務開始時における参加資格取得申請書類のうち、清算参加者が既に市場開設者に届出・報告をしている資料については、当社が市場開設者から直接閲覧することに同意することを「清算資格取得申請書」において明らかにすることにより、取得申請時の書類の提出を省略することができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、平成14年12月20日時点では、当該申請書を仮申請として受け付け、平成15年1月10日（当社の業務方法書の一部施行日）に当該申請書を正式申請として処理し、同日、承認手続きを行う。</li> <li>・ 移行時における清算資格の取得基準は別紙を参照。</li> <li>・ 資格取得申請に係る提出書類は「提出書類一覧」参照。</li> <li>・ 提出書類のフォーマットは「JSCC WAN」に掲載。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
<p>(3)その他の書類の提出</p> <p>「清算参加者契約書」の提出</p> <p>清算参加者代表者等の届出、各種口座届出書の提出</p> <p>他社清算参加者資格に係る「清算受託契約書」の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社との間で清算参加者契約を締結し、当該「清算参加者契約書」を提出してください。</li> <li>・ 「清算参加者代表者」等、当社との業務遂行上必要となる、以下の人員( )を選任し届け出てください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「清算参加者代表者」: 当該清算参加者を代表する者。代表取締役等のうちから1名を選任。</li> <li>2. 「日常業務代行者」: 清算参加者代表者の業務のうち、日常業務に関してはあらかじめその範囲を明確にすることにより、その業務を代行することができる者。</li> <li>3. 「決済業務責任者」: 清算約定の決済に係る業務の統括を当たる者。役員又は従業員のうちから1名を選任。</li> </ol> </li> <li>・ 各種口座に係る届出書を提出してください。</li> <li>・ 各連絡担当者を選任し当該届出書を提出してください。</li> <li>・ 他社清算参加者資格の取得を申請する場合は、取得申請書に他社清算参加者に関する必要事項を記載のうえ、非清算参加者と清算受託契約を締結している場合には、「清算受託契約書」(写)を提出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種届出の内容を業務開始後変更した場合は、変更の都度その内容を届け出る必要があります。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
2 .現物取引清算基金の 預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算資格取得申請者は、業務開始日(資格付与予定日)の前日までに、所要の現物取引清算基金を当社に預託する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務開始時の清算預託金等の預託・移管については、「日本証券クリアリング機構業務開始時に係る清算・決済の移行等について」参照。</li> </ul>
3 . 移行時の特例  清算資格取得手数料の特例  他社清算参加者の 日銀振込参加義務の特例  当社の清算資格を 取得することに関する 各市場への届出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の業務開始時に清算資格を取得する清算参加者は、清算資格取得手数料の納入を要しません。</li> <li>「清算資格取得申請書」を提出期限内に提出した者のうち、当社への参加を確約した者が業務開始後一定期間内に参加する予定の場合には、所要の条件を満たすことにより清算資格取得手数料の納入を要しません。</li> <li>他社清算参加者における国債振替決済制度への参加義務について、平成15年1月27日までの間に国債の取引を行わないこと確約した場合には免除となります。</li> <li>各市場の参加者(会員)は所属する市場開設者に対し、当社の清算資格を取得することを届け出るか、当社の清算資格を取得しない場合は非清算参加者として指定清算参加者の指定承認得る必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に該当する場合以外は、資格取得に際し、加入に必要な諸手続きに係る経費として清算資格取得手数料(100万円)の納入が必要となります。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
<p>4 .資格取得手続きに関する今後の予定</p> <p>( 1 ) 書類の提出期限</p> <p>( 2 ) 提出方法</p> <p>( 3 ) 資格取得申請の承認</p> <p>5 .業務開始後の提出書類について</p> <p>( 1 ) 届出事項</p>	<p>ただし、 . に関しては、今回当社に資格取得申請を行うことで、各市場では当該届出があったものとみなします。</p> <p>・ <u>12月27日までに上記3. の 手続きを行わない場合、当該参加者は1月8日から所属する市場において売買停止となります。</u></p> <p>・ <u>12月20日(金)(必着)</u></p> <p>・ 当社宛て郵送又は当社まで直接提出してください。</p> <p>・ 清算参加者資格取得を承認した参加者については、1月10日付で取得申請を承認する旨通知する予定です。</p> <p>・ 清算参加者は、以下に掲げる行為をしようとする場合、あらかじめその内容を当社に届け出てください。</p> <p>( 1 ) 証券業（登録金融機関にあっては証券業務、証券金融会社にあっては証券取引法（以下「法」という。）第156条の24第1項に規定する業務）の廃止</p>	<p>・ 書類の内容は「JSCCWAN」に別途掲載予定。</p>

項 目	概 要	備 考
<p>( 2 ) 報告事項</p>	<p>( 2 ) 当該清算参加者が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併</p> <p>( 3 ) 合併及び破産以外の事由による解散</p> <p>( 4 ) 分割による営業（登録金融機関にあっては証券業務に関する営業又は事業を、証券金融会社にあつては法第 1 5 6 条の 2 4 第 1 項に規定する業務に関する営業をいう。以下この条及び第 2 9 条第 5 項において同じ。）の全部又は一部の他の会社への承継</p> <p>( 5 ) 営業の全部又は一部の譲渡</p> <p>( 6 ) 当該清算参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併</p> <p>( 7 ) 分割による営業の全部又は一部の他の会社からの承継</p> <p>( 8 ) 営業の全部又は一部の譲受け</p> <p>( 9 ) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）</p> <p>( 1 0 ) 役員の変更又は他の会社その他の法人の役員への就任若しくは退任</p> <p>( 1 1 ) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更</p> <p>・ 清算参加者は、以下に掲げる事項に該当することとなった場合、直ちに当社にその内容を報告してください。</p> <p>( 1 ) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき。</p> <p>( 2 ) 証券会社又は外国証券会社にあつては、証券業に係る営業を休止し、又は再開したとき、登録金融機関にあつては、法第 6 5 条の 2 第 1 項の登録に係る業務の営業又は事業を休止し、又は再開したとき、証券金融会社にあつては、法第 1 5 6 条の 2</p>	<p>・ 書類の内容は、「JSCCWAN」に別途掲載。</p>

項 目	概 要	備 考
	<p>4 第 1 項に定める業務の営業を休止し、又は再開したとき。</p> <p>( 3 ) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>( 4 ) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。</p> <p>( 5 ) 純財産額（登録金融機関及び証券金融会社にあつては、純資産額とする。以下この号において同じ。）が3 億円を下回ったとき（当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、純財産額が2 0 0 億円を下回ったとき）。</p> <p>( 6 ) 資本の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3 億円を下回ったとき。</p> <p>( 7 ) 証券会社又は外国証券会社にあつては、自己資本規制比率が1 4 0 パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4 パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2 パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき） 保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が1 0 0 パーセントを下回ったとき（当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、証券会社又は外国証券会社にあつては、自己資本規制比率が2 0 0 パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8 パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4 パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき） 保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が4 0 0 パーセントを下回ったとき）。</p> <p>( 8 ) 大株主上位1 0 名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に1 0 名の株主をいう。）に関し変更があったとき又は株主状況表を作成したとき。</p> <p>( 9 ) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に</p>	

項 目	概 要	備 考
	<p>係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき。</p> <p>(10) 指定市場開設者に参加又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)</p> <p>(11) 証券会社又は外国証券会社の役員にあつては、役員が法第28条の4第9号イからへまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき、登録金融機関又は証券金融会社の役員にあつては、役員が破産の宣告、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けたとき。</p> <p>(12) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。)を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。)を申し立てられ若しくは当該調停事件が終了したとき。</p> <p>(13) 主要勘定残高表(他社清算参加者である登録金融機関にあつては、当社が定める主要勘定状況表とする。)を作成したとき。</p> <p>(14) 自己資本規制比率に関する報告書を作成したとき(第7号の規定の適用がある場合を除く。)</p> <p>(15) 証券会社又は外国証券会社にあつては、営業報告書(証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第32条第2項(外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第37号)第30条第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を含む。)を作成したとき、登録金融機関にあつては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき、証券金融会社にあつては、営業報告書又は中間決算状況表を作成したとき。</p> <p>(16) 当社が定める決算概況表を作成したとき。</p> <p>(17) 当該清算参加者を指定清算参加者として指定している非清算参加者が決済を履行しない場合又はそのおそれがある状態となったとき。</p>	



項 目	概 要	備 考
(3) 書類の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「JSCCWAN」による提出               <ul style="list-style-type: none"> <li>「モニタリング調査表」【月次】(主要勘定残高、自己資本規制比率、業務の状況)</li> <li>「決算概況等」【半期】</li> </ul> </li> <li>・ 郵送又は当社まで直接提出 その他の書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「モニタリング調査表」は、調査対象月の翌月 20 日(12 月分は 1 月 20 日)までに提出する必要があります。</li> </ul>

**【お問合わせ・ご連絡先】**

**株式会社日本証券クリアリング機構**

**稼働準備室**

住 所：〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町2番1号

電 話：03-3665-1396 (移行手続きに関するお問い合わせ)

03-3665-1234 (当社代表)

ファクシミリ：03-3665-1235 (12月9日より使用開始)

電子メール：[info@jscc.co.jp](mailto:info@jscc.co.jp)

ホームページアドレス：<http://www.jscc.co.jp/>

## 移行時の清算資格取得基準

1. 証券会社、登録金融機関又は証券金融会社であること。

2. 財務状況について、以下の基準（ ）を満たすこと。

(1) 証券会社

項目	自社清算参加者	他社清算参加者
資本金	3億円以上	3億円以上
純財産額	3億円以上	200億円以上
自己資本規制比率	120%以上	200%以上

(2) 登録金融機関

項目	自社清算参加者	他社清算参加者
資本金(注1)	3億円以上	3億円以上
純資産額	3億円以上	200億円以上
自己資本比率(注3)	4%以上(2%以上)(注2)	8%以上(4%以上)(注2)
リバース・マージン比率(注4)	100%以上	400%以上

- (注) 1. 相互会社にあつては、基金(基金消却積立金を含む。)  
 2. 括弧内の数値は、海外営業又は事業拠点を有しない場合。  
 3. 保険会社以外の登録金融機関。  
 4. 保険会社の場合。

(3) 証券金融会社

項目	自社清算参加者(注)
資本金	1億円以上
純資産額	3億円以上

(注) 債務引受の対象は貸借取引及び品貸取引に基づく株券等及び金銭の授受に係る取引のみ。

当社業務開始時の財務基準に係る資格取得基準については、参加者の円滑な移行を図る観点から、上記の清算資格の維持基準を適用する。

3. 以下に掲げる適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。

- (1) 株券等の決済を適切に行えること。  
 (2) 国債DVP決済を適切に行えること。ただし、国債DVP決済に係る要件を満たさない者についても、国債の売買を行わないことを確約すること等を条件に、自社清算参加者の資格を付与する。  
 (3) その他、経営体制・業務執行体制について、適切な状態であること。